

尚綱中学・高等学校

いじめ防止基本方針

1. はじめに

「いじめをさせない（しない）、見逃さない、許さない」ために全教職員で取り組む。

いじめはどのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを認識する。重要なことは、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたることである。いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。又、あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して生活できる学校づくりを目指し、生徒が主体となっていじめのない学校生活を形成するという意識を育むための指導・支援を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係のある生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該生徒の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものが「いじめ」である。この時、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極める。

3. いじめ防止等の為の組織

本校では、いじめ防止等のための組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

構成：校長・教頭・教頭補佐・生徒指導主任・該当学年(中学)主任・担任・養護教諭・人権同和教育主担者を基本とする。状況に応じてスクールカウンセラー・部活動顧問、他の教職員を招集する。

4. いじめ防止対策

基本的な取り組みとして、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活動できるよう授業づくりや集団づくりを行う。

(1) 教職員の姿勢

- ①生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを見逃さないようアンテナを張る。
- ②本校にも深刻ないじめ問題が発生する可能性があるという危機感を持つ。
- ③いじめられている生徒を守り通すことを最優先に考える。
- ④生徒との信頼関係の構築に努める。

⑤発言や指導に留意し、いじめの土壌をつくらない雰囲気づくりを行う。

(2) クラス運営

①教室の整理整頓・掃除の徹底など、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

②生徒一人ひとりの居場所づくりに配慮する。

③生徒がクラスの一員としての役割を果たせるクラス運営を心懸け、自覚を持たせる。

④学期に1回(年3回)いじめに関するアンケート調査を実施し、いじめに関する実態調査を行うとともに、いじめ防止の効果を図る。

⑤二者面談・三者面談を行い、学校での生活や進路等について話し合う。気になる内容については、保護者、学年主任、スクールカウンセラー等と情報共有をし、適切に対応する。

(3) 授業

①「わかる授業」「すべての生徒が参加できる授業」づくり、さらに「主体的・対話的な深い学び」を目指す。

②他者との関わりの中での学び合いであることを理解させ、学ぶことへの感謝の心を育む。

③生徒の言動を受け止め、言葉の大切さを伝え、自他ともに大切にする生徒の心を育む。

(4) 部活動・生徒会活動の充実

①技能だけでなく、校則・ルール・マナーを遵守し、心身の成長が出来るように指導する。

②他学年間でも、お互いを尊重して信頼関係を築けるような雰囲気づくりに努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止

①インターネットを通じて起こる様々な問題について、情報モラル・マナーを理解させる。

②情報の授業を通して情報モラルの徹底を図り、全校集会・電子掲示板・HR活動授業等あらゆる手段を用いて注意喚起する。

(6) 家庭との連帯

個人面談、日々の家庭連絡等を丁寧に行い、生徒の変化やトラブル等についていつでも相談しやすい体制を整える。

5. いじめの態様及び兆候

心理的いじめ	無視、仲間はずれ、メール等で誹謗中傷、悪口を言う、落書き、脅す、悪い噂を流す、からかう、恐喝、持ち物を隠す・壊す・捨てる、変なあだ名で呼ぶ等
物理的いじめ	殴る、たたく、蹴る、わざとぶつかる、性的辱め、金品をたかる・盗む、持ち物を隠す・壊す・捨てる等

いじめの兆候 (被害者側)	遅刻欠席が多い、体調不良を訴える、表情が暗い、話をしたがらない、頻繁に保健室・トイレに行く、からかわれる、衣服が汚れている、体に傷やあざがある、一人であることが多い、発言で笑いが起きる、変なあだ名で呼ばれる、持ち物がなくなる、必要以上のお金を持っている等
------------------	---

<p>◎法律に抵触する可能性のある行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誹謗中傷や脅し…脅迫、名誉毀損、侮辱 ○殴る、蹴る…暴行、傷害 ○金品をたかられる…恐喝 ○金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる…窃盗、器物破損 ○嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする…強要、強制わいせつ ○インターネット上で、誹謗中傷をされる…名誉毀損、侮辱

6. 重大事態への対処

(1) 重大事案とは

- ①いじめにより当該生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ②いじめにより当該生徒が相当の欠席を余儀なくされている疑いがあるとされている場合

(2) 対処

- ①いじめられた生徒の安全確保と学校長への報告
- ②正確な実態把握と保護者との連携
- ③学校長の判断に従い、教育委員会や県知事へ事態発生の報告
- ④関係諸機関や専門家との相談・連携
- ⑤いじめ対策委員会の緊急招集・対応を決定。関係を明確にするための迅速な調査
- ⑥調査結果を教育委員会・県知事へ報告

附則 平成26年4月1日制定

令和3年7月1日改定

本基本方針は令和3年4月1日より施行し、改廃する場合は校長の決裁を経て行うこととする。